

療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 患者さんの看護について

- (1) 当病院は、入院患者7人に対し看護師を1人以上配置しております。なお、入院料算定の原則として、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制を整備しております。また、入院治療後に病状が安定した患者さんに対して、引き続き在宅復帰等に向けて治療・看護・リハビリテーションなどを行い、安心して退院していただけるように在宅復帰支援を目的とした地域包括ケア病棟を整備しております。
- (2) 当病院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っております。患者さんの負担による付き添い看護は行っていません。
- (3) 当病院は、隣接した訪問看護ステーションによる訪問看護を行っております。

2. 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院について

- (1) 当病院は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、DPC特定病院群であり、医療機関別係数は1.5522です。
(・基礎係数 1.0680 ・機能評価係数Ⅱ 0.1006 ・機能評価係数Ⅰ 0.3836)

3. 歯科疾患総合指導料について

- (1) 当病院歯科は、初診の際に患者さんの同意を得た上で、治療内容及び治療機関などに関する治療計画を作成し、文書で説明させていただくことができます。

4. 患者さんの食事について

- (1) 当病院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、患者さんの病状に応じた食事を管理栄養士の管理により、適時、適温にて提供しています。
(・朝食7時30分 ・昼食12時 ・夕食18時)

5. 保険外併用療養費（選定療養）について

- (1) 病院の初診に係る費用 7,700円（歯科の場合 5,500円）

当病院では、他の保険医療機関からの紹介ではなく、受診された患者さんにつきましては、初診に係る費用として初診料とは別に上記の金額をいただいております。ただし、緊急その他やむを得ない事情により紹介によらず受診された場合については、この限りではありません。

- (2) 病院の再診に係る費用 3,300円（歯科の場合 2,090円）

当病院では、保険医療機関相互間の機能分担および業務の連携のための措置として、患者さんの病状その他の患者さんの事情に応じた適切な他の保険医療機関を患者さんに紹介することと併せて、他の病院または診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診した患者さんから上記の金額をいただいております。

- (3) 特別室使用料

当病院は、個室以外について、室料差額をいただいております。以下の部屋に入院を希望される方はご相談ください。

なお、以下の料金は1日につき定められた料金であり、1泊の料金ではありませんので、ご注意ください。

病棟 使用料(税込)	2階南	3階南	3階東	3階西	4階東	4階西	5階東	5階西	2階東
特床室 25,000円		723							
特床室 22,000円				301		401		501	
特床室 16,500円			351		451		551		
1床室 15,400円	608・610・623・ 625 626・627	706・707・708・ 710・725・726・ 727							801・802・ 815・816
1床室 11,000円			353・355・ 370・371・ 372			420・421・ 422・425・426	570・571	520・521・ 522	
1床室 7,700円	611・612・613・ 615 616・617・ 618・620 621・ 622	711・712・713・ 715 716・717・ 718・720 721・ 722							
1床室 5,500円			367・368		467	417・418・427	567・568	517・518	
1床室 4,400円			362・363			412・413		512・513	

6. 保険外併用療養費(評価療養)について

(1) 先進医療に係る医療

当院は先進医療に係る診療の届出医療機関です。

- ・子宮内膜刺激術 10,000円
- ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 30,000円
- ・子宮内細菌叢検査 90,000円
- ・子宮内膜受容能検査 150,000円

(2) 医薬品の治験に係る診療

当院は、医薬品の治験に係る診療の届出医療機関です。治験に係る検査、画像診断、投薬、注射等の費用は治験依頼者が負担し、それ以外の費用については、保険診療の対象となります。

(3) 薬事法に基づく承認を受けた医薬品の投与

(4) 薬価基準に記載されている医薬品の薬事法に基づく承認に係る用法、用量効能または効果と異なる用法、用量、効能または効果に係る医薬品の投与

7. 保険外負担について

(1) 文書料(定めにより無料で交付すべきものは除きます)

- ・一般診断書 1通 3,300円
- ・健康診断書 1通 3,300円
- ・生命保険用診断書 1通 6,600円
- ・身体障害書手帳交付用診断書 1通 5,500円
- ・国民年金等障害認定用診断書 1通 6,600円
- ・死亡診断書 1通 5,500円

なお、その他の文書につきましては、総合受付にお尋ねください。

(2) 病衣、身の回り品等の貸与

1日につき、220円～606円(必要品により異なります)病棟スタッフステーションにお尋ねください。

(3) その他

- ・ レーザー治療（シミ・アザ）、ピアス・・・形成外科外来にお尋ねください。
- ・ 子宮内リング挿入（抜去）料・・・婦人科外来にお尋ねください。
- ・ インプラント義歯、前装冠料、歯冠継続歯科・・・歯科、歯科口腔外科にお尋ねください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為およびそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の領収や「施設管理費」などの曖昧な名目での費用はいただいております。

令和6年2月1日現在